

## 参考資料

### 関係法令等の規定(平成18年3月時点)

事故時の措置に係る法令の規定等を以下に示す。

- 下水道法
- 下水道法施行令
- 施行通知
- 水質汚濁防止法
- ダイオキシン類対策特別措置法

### □下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)(抄)

#### (事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### (流域下水道管理者への通知)

第十二条の十 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条八第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道(第二条第四号ロに該当する流域下水道(以下「雨水流域下水道」という。)を除く。次項において同じ。)の管理者に通知しなければならない。

2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第一項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第二項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十二条の九第二項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

2 (略)

### □下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百十七号)(抄)

#### (事故時の措置を要する物質又は油)

第九条の八 法第十二条の九第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の三各号に掲げる油とする。

#### (事故時の措置の規定が適用されない場合)

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又は

ダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の三各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

## □施行通知(平成17年10月27日国都下企第40号)(抄)

第二 改正の概要及び改正法令の運用に当たり留意すべき事項

三 事故時の措置の創設

(1) 事故時の措置

① 法第12条の9関係

第1項は、公共用水域への有害物質又は油の流出を防止するため、特定事業場から下水を排除して公共下水道等を使用する者は、当該特定事業場から有害物質又は油を含む下水が排出され、公共下水道等に流入する事故が発生したときは、政令で定める一定の場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道等の管理者に届け出ることを義務付けた。

なお、「事故が発生したとき」とは、特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道等に流入するような事態のことである。

第2項は、事故時の措置を確実に講じさせるため、特定事業場から下水を排除して公共下水道等を使用する者が応急の措置を講じていないと認めるときは、公共下水道等の管理者がその者に応急の措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

② 令第9条の8関係

法第12条の2の下水の排除の制限の対象となっており、かつ、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の事故時の措置において対象となっている有害物質及び油を法における事故時の措置の対象となる物質又は油として規定した。

③ 令第9条の9関係

事故時の措置の規定は、法第12条の2の下水の排除の制限の対象とならない微量の有害物質又は油を含む下水が流入した場合又は流入した有害物質又は油を下水道の処理施設において処理することができる場合には、適用する必要はないことから、これらの場合を事故時の措置の規定が適用されない場合として定めた。

なお、本条は、特定事業場から排出され公共下水道等に流入した下水の水質が第1号の法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準及び第2号の法第12条の2第3項に基づく条例で定める基準に適合するかどうかを測定した上で事故時の措置を講ずべきことを定めたものではなく、法第12条の2の下水の排除の制限に関する基準に適合する場合には事故時の措置を講ずる必要がないことを明らかにしたものであることに留意されたい。

④ 規則第7条関係

流入した有害物質又は油を下水道の処理施設において処理することができる場合に事故時の措置の規定を適用しないこととするための手続を、法第12条の2の下水の排除の制限の適用除外に関する手続と同様のものとした。

(2) 流域下水道管理者への通知(法第12条の10第2項関係)

有害物質又は油を含む下水が流域関連公共下水道に流入する事故が発生したときは、当該公共下水道が接続する流域下水道(雨水流域下水道を除く。)の終末処理場にも当該下水が流入

するおそれがあることから、事故の状況等の届出を受けた流域関連公共下水道の管理者は当該届出の内容等を速やかに流域下水道(雨水流域下水道を除く。)の管理者に通知する必要があるため、これを規定した。

なお、このような場合においては、流域関連公共下水道の管理者と流域下水道管理者との間の迅速な連携が必要となることから、適切に対応できるよう連絡体制を一層密にする必要がある。

(3) 罰則(法第46条の2第1項第2号関係)

法第12条の9第2項の命令に違反した者に対して、法第12条の2の下水の排除の制限に違反した場合と同様に、懲役6月以下又は罰金50万円以下とする罰則規定を設けた。

(4) 見直し条項(改正法附則第4条関係)

「規制改革推進3カ年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)において、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項を盛り込むものとされていることから、法第12条の9について、改正法の施行後5年を目途とする見直し条項を設けた。

## □水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)(抄)

### (事故時の措置)

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの(以下この条において「貯油事業場等」という。)の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、特定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前二項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

## □ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)(抄)

### (事故時の措置)

第二十三条 特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合には、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定による通報を受け、又は前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を環境大臣に報告しなければならない。